

令和 5 年度

幼稚園・認定こども園新規採用教員研修の手引

令和 5 年 2 月

山形県教育委員会

目 次

山形県幼稚園・認定こども園新規採用教員研修実施要項 1

研修関係法令抜粋 3

I 幼稚園・認定こども園新規採用教員研修の概要

1 目 的	4
2 対 象	4
3 内 容	4
4 年間研修計画	5
5 研 修 計 画	5
6 園 内 体 制	5
7 提 出 書 類 等	5
8 そ の 他	5
9 幼稚園・認定こども園新規採用教員研修提出書類の流れ	6

II 年間研修計画

① 園 内 研 修

園内研修計画例 7

② 園 外 研 修

1 県教育センター研修	8
2 市町教育委員会研修	9
3 教育事務所研修	9

別 表 幼稚園・認定こども園新規採用教員研修対象区分 10

資 料 研修のねらいと研修内容例 11

【提出書類様式】

様式1 令和5年度幼稚園・認定こども園新規採用教員研修	研修対象者名簿
様式2 令和5年度幼稚園・認定こども園新規採用教員研修	園内研修計画書
様式3 令和5年度幼稚園・認定こども園新規採用教員研修	園内研修報告書
様式4 添書様式例（公立幼稚園・認定こども園の場合）	
様式5 添書様式例（私立幼稚園・認定こども園の場合）	
様式6 令和5年度幼稚園・認定こども園新規採用教員研修	研修計画書（教育事務所）
様式7 令和5年度幼稚園・認定こども園新規採用教員研修	実施報告書（教育事務所）
様式8 令和5年度幼稚園・認定こども園新規採用教員研修	欠席届
様式9 令和5年度幼稚園・認定こども園新規採用教員研修	変更届

山形県幼稚園・認定こども園新規採用教員研修実施要項

山形県教育委員会

1 目的

幼稚園・認定こども園新規採用教員研修（以下「新採教員研修」という）は、幼稚園並びに特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園・認定こども園」という）の新採教員に対して、その職務に必要な事項に関する研修を実施し、実践的な指導力と使命感を養うとともに総合的な人間力を高めることを目的とする。

2 対象

- (1) 幼稚園・認定こども園の新採教員。対象となる新採教員は、別表のとおりとする。
- (2) 市町村の設置する幼稚園については、当該市町村を包括する県の教育委員会（以下「県教育委員会」という）、市町村の設置する幼保連携型認定こども園については当該市町村を包括する県知事が、年間研修計画及び年間指導計画に従い、1年間の新採教員研修を受けさせるものとする。ただし、他県等の国立、公立又は私立の幼稚園・認定こども園において1年以上勤務した経験を有し、過去において新規採用教員研修を受講した場合については、県教育センターにおける第1回研修のみを受講するものとする。

3 内容

新採教員研修の内容は次のとおりとする。

- (1) 園内研修（年間10日）
園内において、園内研修指導員（以下「研修指導員」という）による指導及び助言による研修を実施する。
- (2) 園外研修（年間8日）
県教育センター等において、講義・演習等による研修を実施する。

4 運営協議会

- (1) 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、山形県幼稚園・認定こども園基本研修運営協議会（以下「運営協議会」という）を設置する。
 - ア 年間研修計画
 - イ その他実施上の諸問題
- (2) 運営協議会の委員は10名とし、山形県教育委員会教育長が委嘱する。会長は県教育庁義務教育課長をもって充てる。運営協議会に、新採教員研修に係る計画及び実施状況等の調査・検討を行わせるために幹事を置く。幹事は、会長が指名する。

5 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画には、園内研修、園外研修その他必要な事項を定めるものとする。

6 各幼稚園・認定こども園における研修計画（案）の作成

- (1) 園長は、県教育委員会が定める年間研修計画に基づき、研修者ごとの研修計画（案）を作成するものとする。
- (2) 研修計画（案）の作成に当たっては、研修の趣旨を踏まえ、研修者の能力や適性等を評価し、それぞれのニーズに応じた内容となるように配慮するものとする。

7 園内体制

- (1) 研修指導員を非常勤で県教育委員会に置き、公立幼稚園・認定こども園において新採教員に対する指導及び助言を行う。私立幼稚園・認定こども園においては、各園の園長等が指導及び助言を行う。
- (2) 園長等は、年間研修計画に従って研修が適切に行われるよう、園内の指導・協力体制の確立に努める。

8 研修計画書及び研修報告書等

- (1) 園長は、当該幼稚園・認定こども園における個々の研修者の研修計画書（案）及び研修報告書等を公立幼稚園・認定こども園は当該教育委員会に、私立幼稚園・認定こども園は県総務部学事文書課（県庁内）に提出するものとする。
- (2) 市町教育委員会は、提出された研修計画書（案）に基づき、研修計画書を作成するものとする。
- (3) 市町教育委員会は、研修計画書及び研修報告書を県教育委員会に提出するものとする。

9 その他

- (1) 私立幼稚園・認定こども園の新採教員研修については、県しあわせ子育て応援部子ども保育支援課と協議しながら進めるものとする。
- (2) その他必要事項については、公立幼稚園・認定こども園にあっては当該市町教育委員会、私立幼稚園・認定こども園にあっては県しあわせ子育て応援部子ども保育支援課と協議するものとする。

関係法令抜粋

◆ 教育公務員特例法

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

附則

（幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例）

第五条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

- ※ 小学校等・・・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（教育公務員特例法第十二条）
- ※ 教諭等・・・教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（教育公務員特例法第十二条）

I 幼稚園・認定こども園新規採用教員研修の概要

1 目的

幼稚園・認定こども園新規採用教員研修（以下「新採教員研修」という）は、幼稚園並びに特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園・認定こども園」という）の新採教員に対して、その職務に必要な事項に関する研修を実施し、実践的な指導力と使命感を養うとともに総合的な人間力を高めることを目的とする。

2 対象

幼稚園・認定こども園の新採教員。対象となる新採教員は、別表のとおりとする。

3 内容

種 別	日数等	主管	主な研修内容
園内研修	年間 10日	各園	<ul style="list-style-type: none">・社会人としての心構えと教師としてのあるべき姿・教員としての使命感に関する研修・園の教育目標等の研修・教育課程や学級経営に関する研修・幼児理解に関する研修・実践的指導力を高める研修 など
市町教育委員会研修 (私立園は各園で実施)	1日	各市町教育委員会 各私立園	<ul style="list-style-type: none">・教員としての使命感に関する研修・新採教員に期待すること・教員としての身分と服務
園外研修	第1回 1日	県教育センター	<ul style="list-style-type: none">・本県の幼児教育の現状と課題・学級経営に関する研修・特別な支援を必要とする幼児の理解に関する研修
	第2回 2日		<ul style="list-style-type: none">・指導計画に関する研修・幼児の食に関する研修・園における健康と安全等に関する研修・保護者との信頼関係づくりに関する研修・保育実践上の課題についてのグループ協議
	第3回 2日		<ul style="list-style-type: none">・幼児の運動遊びに関する研修・幼児の理解を深める研修・保育・授業参観と研究協議
教育事務所研修	2日	教育事務所	<ul style="list-style-type: none">・地域の幼児教育の課題に即した研修・専門性を高める体験的研修

※ 園外研修の実施方法については、P 8～9に示す。

4 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、新採用教員研修に関する年間研修計画を作成する。
- (2) 教育事務所は、県教育委員会が定める年間研修計画に基づき、地域の実情に配慮して、研修計画を作成する。
 - ① 教育事務所は、研修計画書（様式6）、実施報告書（様式7）を県教育センター所長へ提出する。
 - ② 提出期限は別に定める。

5 研修計画

- (1) 園長等は、県教育委員会が作成する園内研修計画例（p.7）に基づき、幼稚園・認定こども園の実態に配慮し、自園における園内研修計画書（案）（様式2）を作成する。
- (2) 園内研修計画書（案）には、次のことを定める。
 - ① 研修指導員を中心とする指導及び助言による研修内容
 - ② その他必要な事項
- (3) 園内研修計画書（案）の作成に当たっては、次のことに配慮する。
 - ① 園外における研修との関連を図る。
 - ② 教育全般にわたって研修が行われるようにする。（p.11～12「研修のねらいと研修内容例」を参照する。）

6 園内体制

- (1) 研修指導員を非常勤で県教育委員会に置き、公立幼稚園・認定こども園において新採用教員に対する指導及び助言を行う。私立幼稚園・認定こども園においては、各園の園長等が指導及び助言を行う。
- (2) 園長等は、年間研修計画に従って研修が適切に行われるよう、園内の指導・協力体制の確立に努める。

7 提出書類等

園長等は、研修対象者名簿、園内研修計画書（案）、園外研修報告書をそれぞれ電子データで提出する。

提出書類	様式	提出期限	提出者	提出先
研修対象者名簿	1	令和5年4月5日（水）	園長	公立幼稚園・認定こども園は当該市町教育委員会教育長
園内研修計画書（案）	2	令和5年5月12日（金）		私立幼稚園・認定こども園は県総務部学事文書課長（県庁内）
園内研修報告書	3	令和6年2月16日（金）		

- ※ 園内研修計画書（案）及び園内研修報告書は、新採用教員が園内に2人以上いる場合は、それぞれ作成し提出する。
- ※ 市町教育委員会は、研修計画書（案）に基づき、当該研修者の研修計画を決定（作成）する。
- ※ 市町教育委員会は、当該幼稚園・認定こども園における研修対象者名簿、園内研修計画書及び園内研修報告書を県教育委員会（教育事務所を通じて県教育センター）に提出する。（p.6参照）

8 その他

- (1) 研修参加に要する旅費等は、設置者の負担とする。
- (2) 園外研修をやむをえず欠席する場合は、園長等は欠席届（様式8）を2週間前までに提出する。欠席届の提出が研修当日に間に合わない場合は、研修を主管しているところに直接連絡し、後日提出する。（遅刻、早退する場合も同様とする。）
 - ① 県教育センター主管研修については、県教育センター所長へ欠席届を提出する。
 - ② 教育事務所主管研修については、当該教育事務所長へ欠席届を提出する。
- (3) 研修対象者名簿を提出した後にやむをえず変更する場合は、変更届（様式9）を速やかに提出する。
 - ① 公立幼稚園・認定こども園については、当該市町教育委員会教育長へ変更届を提出する。
 - ② 私立幼稚園・認定こども園については、県総務部学事文書課長（県庁内）へ変更届を提出する。

9 幼稚園・認定こども園新規採用教員研修提出書類の流れ（公立園・私立園）

提出書類等	提出の流れ	提出期限
研修対象者名簿 (様式 1)		令和 5年 4月 5日
教育事務所 研修計画書 (様式 6)		4月 14日
園内研修計画書（案） (様式 2)		4月 21日
園内研修報告書 (様式 3)		5月上旬
教育事務所 実施報告書 (様式 7)		5月 12日
		5月 26日
		令和 6年 2月 16日
		2月 22日
		3月 1日

II 年間研修計画

新規採用の時期の研修では、幼児理解や保育に必要な基礎的知識及び技能を高めるとともに、他の教職員や保護者とのコミュニケーション能力の育成を目指す。園内での実践を研修の素材として、園内・園外における講義、演習及び体験研修を効果的に組み合わせて計画し、遊びを通した総合的指導及び園務一般について実践的指導力を養い、教員としての資質や使命感を高めるための研修を行う。

1 園内研修（年間10日）

園内研修計画例

回	時間帯	指導内容
1	午前 午後	服務・勤務等の在り方と好ましい人間関係 本園の現状と課題
2	午前 午後	地域の理解 教育課程の理解
3	午前 午後	保育研究（実習）[幼児の生活の理解] 環境の構成と学級経営
4	午前 午後	保育研究（観察）[幼児の理解] 幼児の理解と記録の取り方
5	午前 午後	保育研究（実習）[遊びの理解Ⅰ] 基本的生活習慣の形成
6	午前 午後	保育研究（実習）[遊びの理解Ⅱ] 週案・日案作成の実際Ⅰ
7	午前 午後	保育研究（実習）[環境の構成Ⅰ] 週案・日案作成の実際Ⅱ
8	午前 午後	保育研究（実習）[環境の構成Ⅱ] 保育相談
9	午前 午後	保育研究（実習）[安全指導] 家庭・地域・小学校との連携
10	午前 午後	保育研究（実習）[一人一人を生かす指導] 評価の実際

2 園外研修（年間8日）

1 県教育センター研修

第1回 【集合型研修】 6月1日（木）又は、6月2日（金）

日時		研修内容	方法	講師等	会場
6月1日（木）・2日（金）	9:30～9:50	受付			県教育センター
	10:00～10:20	開講式・オリエンテーション		指導主事	
	10:30～11:40	山形県の幼児教育の現状と課題	講義	指導主事	
	12:40～14:40	特別な支援を必要とする幼児の理解と対応	講義・演習	指導主事	
	14:50～16:10	学級経営の基本	講義	幼稚園等教員	
	16:20～16:30	研修の振り返り・諸連絡			

※ 2つのグループに分かれ、上記の通りの指定日に受講する。グループについては、令和5年度新規採用教員研修受講者名簿の確定（4月末）後になるため、第1回県教育センター研修実施の通知をもって知らせる。なお、第2回県教育センター研修も同様のグループとする。

第2回 【オンライン型研修】 7月11日(火)

【集合型研修】 7月12日（水）又は、7月13日（木）

日時		研修内容	方法	講師等	会場
7月11日（火）	13:30～13:50	受付			各所属園等
	14:00～15:00	子どもの食生活と食育	講義	大学教員	
	15:20～16:20	保育の質を高めるために	講義	文科省調査官（予定）	
7月12日（水）・13日（木）	9:30～10:00	受付			県教育センター
	10:00～12:00	保護者との信頼関係づくり ～教育相談の考え方を活かして～	講義・演習	指導主事	
	13:00～14:30	健康で安全な園生活のために	講義	養護教諭	
	14:40～16:20	保育における私の課題 (グループ協議)	協議	幼稚園等教員	
	16:20～16:30	研修の振り返り・諸連絡			

※ 【オンライン型研修】の会場は、所属園を基本とする。ただし、園の実情等により所属園での研修が困難な場合、所属園長の判断によりこの限りではない。

第3回 【オンライン型研修】10月24日(火) 【集合型研修】10月25日(水)

日時	研修内容		方法	講師等	会場
10月24日(火)	13:30~13:50	受付			各所属園等 ※1
	14:00~15:00	幼児の運動あそびの工夫	講義	大学教員	
	15:20~16:20	幼児の遊びの理解と援助 ～幼稚園・小学校参観に向けて～	講義	大学教員	県教育センター ※2
10月25日(水)	8:30~8:50	受付			県教育センター
	9:00~12:30	幼稚園及び小学校参観 (移動を含む)	参観	学校及び幼稚園教員	
	13:30~14:20	事後研究	協議	指導主事	
	14:30~16:00	保育者と子どもとの関係性	講義	大学教員	
	16:10~16:20	閉講式			
	16:20~16:30	研修の振り返り・諸連絡			

【オンライン型研修】の会場について

※1 所属園を基本とする。ただし、園の実情等により所属園での研修が困難な場合、所属園長の判断によりこの限りではない。

※2 最上、置賜、庄内地区の受講者は、10月24日(火)に当センター宿泊施設を利用の上、県教育センターで受講することができる(先着順)。

2 市町教育委員会研修

期日	主管	場所	主な研修内容	方法	講師
4月3日(月)	(公立園) 各市町教育委員会	各市町	◇教員の使命感について ◇新採用教員へ地域が期待すること	講義	市町教育委員会 各私立園長 等
	(私立園) 各園	各園			

3 教育事務所研修

期日	主管	場所	主な研修内容	方法	講師
2日 (8月から 1月の間) 教育事務所ごとに実施	各教育事務所	各教育事務所管内	各教育事務所の計画による ◇地域の幼児教育の課題に即した研修 ◇教員の専門性を高める体験的研修 (例) 保育参観と研究協議 教育目標と教育課程 保育の展開 家庭・地域・小学校との連携	参観 協議 講義 演習	幼稚園等教員 学識経験者 等

※ 会場、内容、日程等の詳細については、後日各教育事務所から通知する。

<別表>

幼稚園・認定こども園新規採用教員研修対象区分

新規採用教員の区分	研修対象（区分）
① 初めて幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭・保育教諭となった場合。また、前年度までに新採用教員研修を受講していない場合。 ※ 私立園もこれに準ずる。	対象（A）
② 保育所から幼稚園又は幼保連携型認定こども園に異動し、初めて幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭・保育教諭となった場合。 ※ 私立園もこれに準ずる。ただし、保育士経験年数等が十分であると所属園の長が判断した場合、研修の一部を免除することができる。	対象（A） 一部対象（B）
③ 他県の国立、公立又は私立の幼稚園等において1年以上勤務した経験を有し、過去において新採用教員研修を受講した場合。 ※ 私立園もこれに準ずる。	一部対象（B）
④ 臨時に任用された幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員。 ※ 私立園もこれに準ずる。	対象外

※ 幼稚園・認定こども園新規採用教員研修は、幼稚園・認定こども園の新規採用教員を対象としている。公立園においては各市町教育委員会が、私立園においては各園長等が、新規採用教員研修を受けさせる。

※ 新規採用教員研修対象者の区分Aとは、令和5年度の新規採用教員研修を全て受講する者であり、区分Bとは、山形県教育センターにおける第1回研修のみを受講する者である。各私立園においては、園長等が研修対象者及び研修区分を決定する。なお、区分Bについては、園内研修計画書や園内研修報告書の提出は求めない。

研修のねらいと研修内容例

領 域	主なねらい	主な研修項目
①幼児理解力	<p>① 健康で安全な生活の土台となる保育について理解する。</p> <p>② 幼児の人とかかわる力を育てるための支援の在り方を理解する。</p> <p>③ 身近な環境の特性を理解し、幼児の興味や関心を引き出す遊びについて理解する。</p> <p>④ 幼児の伝え合う力及び言葉や文字に対する興味・関心をもたせる指導の在り方を理解する。</p> <p>⑤ 幼児の多様な感動の意味を知るとともに、一人一人の感性をはぐくむ支援の在り方を理解する。</p> <p>⑥ 幼児理解に基づく環境構成の在り方を理解する。</p> <p>⑦ 幼児の活動に応じた支援の在り方を理解する。</p>	(ア) 幼児の生活リズムの形成についての研修 (イ) 幼児の安定した生活を支える環境と安全指導についての研修 (ウ) 幼児が十分に心と体を動かす活動と環境づくりについての研修 (エ) 人とのかかわりの育成についての研修 (オ) 道徳性の芽生えについての研修 (カ) 自然体験活動と自然を素材とした遊びについての研修 (キ) 絵本や紙芝居の楽しみ方及び言葉の感覚の育成についての研修 (ク) 幼児が感情や体験を表現する姿と幼児の発達の理解についての研修 (ケ) 幼児一人一人の特性を生かす保育の充実についての研修 (コ) 幼児が人やものと十分にかかわって遊ぶ環境構成についての研修 (セ) 保育の展開における教員の役割についての研修
②保育指導力	<p>① 幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の法的位置づけと基準性、幼稚園・幼保連携型認定こども園における教育課程の意義及び編成について理解する。</p> <p>② 長期・短期の指導計画作成について理解を深める。</p> <p>③ 幼児の発達に応じた指導計画を基に、学級経営ができるようにする。</p>	(ア) 幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解と教育課程の編成に関する研修 (イ) 保育指導案の作成とその基となる年間指導計画の内容についての研修 (ウ) 意図的・組織的な保育の構想についての研修 (エ) 学級経営の基礎的な内容や充実した学級経営を進めるための実践研修
③ I C T 活用力・情報モラル	① 情報モラルについて正しく理解する。	(ア) 情報モラルに関する研修
④特別支援教育力	① 特別支援教育の意義と実践の在り方を理解する。	(ア) 幼児一人一人のニーズに応じた適切な指導に関する研修
⑤総合的な人間力	① 豊かな人間性や社会性、常識と教養、対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を涵養する。	(ア) 豊かな人間性や社会性、常識と教養などに関する研修 (イ) 礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などに関する研修
⑥教育公務員としての自覚	① 教員及び社会人としての素養を涵養する。	(ア) 教員として体得しておくべき基本的心構え・知識等についての研修
⑦チームマネジメント能力	<p>① 家庭や地域の役割と幼児教育との連携の在り方について理解する。</p> <p>② 保護者が抱える保育上の不安と支援の方針を理解し、チームとしての対応について理解する。</p>	(ア) 幼児の生活の連續性を踏まえた幼稚園・認定こども園と家庭・地域社会、関係機関等との連携についての研修 (イ) 保育相談と子育て支援についての研修 (ウ) 幼保小連携についての研修
⑧危機管理対応能力	<p>① 園の経営に参画することの意義について理解する。</p> <p>② 教員間の共通理解と協力体制の在り方を理解する。</p> <p>③ 危機管理の重要性を理解する。</p>	(ア) 幼稚園・認定こども園の法制度上の位置付けに関する理解と幼稚園・認定こども園の教育の役割についての研修 (イ) 施設設備の管理・活用についての研修 (ウ) 諸帳簿の処理に関する研修 (エ) 情報セキュリティ遵守に関する研修

領 域	研修内容例				
	園内における研修			園外における研修	
	4月～7月	8月～12月	1月～3月	4月～7月	8月～12月
①幼児理解力	◇保育研究 [人とかかわる力と 道徳性の芽生え] ◇保育研究 [幼児の生活の理解] ◇保育研究（参観） [幼児の理解] ◇幼児理解と記録の 取り方	◇基本的生活習慣 の形成 ◇保育研究 [遊びの理解Ⅰ] ◇保育研究 [環境の構成Ⅰ] ◇保育研究 [遊びの理解Ⅱ]	◇保育研究 [安全指導] ◇保育研究 [環境の構成Ⅱ] ◇保育研究 [個を生かす指導]	◇幼児理解の充実 [センター①] ◇保育における私 の課題 [センター②] ◇幼児期の食生活 [センター②]	◇保育参観と研 究協議 [教育事務所] ◇保育参観と研 究協議 [センター③] ◇幼児の運動遊 び [センター③] ◇幼児の遊びの 理解と援助 [センター③] ◇保育者と子ど もとの関係性 [センター③]
②保育指導力	◇教育課程の理解 ◇学級事務の実際	◇週案・日案の作 成の実際Ⅰ ◇週案・日案の作 成の実際Ⅱ ◇行事の意義と実 際	◇評価・指導要録	◇学級経営の基本 [センター①] ◇教育目標と教育 課程 [センター②]	◇教育目標と教 育課程 [教育事務所] ◇保育の展開 [教育事務所] [センター③]
③ I C T 活用 力・情報モラル	◇ I C T 機器の活用	◇情報モラル ◇情報の管理			
④特別支援教 育力		◇特別な支援を必 要とする幼児の 保育の実際		◇特別な支援を必 要とする幼児の 理解と対応 [センター①]	
⑤総合的な人 間力	◇社会人としての在 り方、生き方	◇よりよい人間関 係を築くコミュ ニケーション能 力の育成		◇社会人としての 教師の在るべき 姿 [市町教育委員会]	
⑥教育公務員 としての自覚	◇服務及び勤務の在 り方と人間関係			◇教員としての心 構え、新採教員に 期待すること [市町教育委員会]	
⑦チームマネ ジメント能力	◇地域の理解 ◇地域の自然、人材、 行事や施設等の活 用		◇保護者会の企 画・運営 ◇家庭・地域・小 学校との連携	◇幼保小連携 [センター①] ◇保護者との信頼 関係づくり [センター②]	◇家庭・地域・小 学校との連携 [教育事務所]
⑧危機管理対 応能力	◇園の現状と課題 ◇園務分掌の理解と 運営	◇教員のコミュ ニケーション能 力の育成		◇健康で安全な園生 活のために [センター②]	